

焼津市競争契約入札心得（物品製造等・役務）

（趣旨）

- 1 この心得は、焼津市が発注する物品の製造の請負、買入れ、借入れ及び売払い並びに役務の提供の契約に係る競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めたものです。

（入札の基本的事項）

- 2 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、焼津市財務規則（昭和40年焼津市規則第13号）、焼津市契約規則（昭和53年焼津市規則第15号）、その他関係法令並びに仕様書及び図面、その他契約締結に必要な条件（以下「仕様書等」という。）を検討のうえ入札してください。

（仕様書等に関する質問）

- 3 仕様書等に関し質問がある場合、入札参加者は、入札公告又は入札通知書（以下「入札公告等」という。）において定めた期間内に、ファクシミリにて入札執行課へ質問書を提出してください。ただし、提出にあたっては、事前に入札執行課へ質問書提出の旨を連絡するものとします。
- 4 質問書が提出された場合、質問及びその回答は、ファクシミリにより全ての入札参加者へ周知するものとします。
- 5 入札公告等で別に質問及び回答の方法を示す場合は、その方法によります。

（入札参加）

- 6 入札参加者は、指定した時刻及び場所に出席してください。入札時刻に遅れた場合、連絡がない場合は、棄権とみなして処理しますから時刻は厳守してください。
- 7 入札参加者は、代理人に入札させるときは、その委任状を持参させる必要があります。

（公正な入札の確保）

- 8 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札保証）

- 9 入札参加者は、入札額の100分の5以上の入札保証金を納付してください。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除することができます。
 - (1) 入札参加者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5及び第167条の11の規定により定める資格を有する者による入札に付する場合であって、過去2年の間に焼津市、国又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これを誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (3) 入札公告等において、入札保証金の全部又は一部を免除する旨の記載があるとき。

(入札の方法)

- 10 入札参加者は、別に定められた様式により入札書を作成してください。通常は封入の必要はありません。
- 11 郵送、電報、ファクシミリ及び電子メール等の送達による入札は認めません。
- 12 入札公告等で別に入札書の提出方法を示す場合は、その方法によります。

(入札書に記載する金額)

- 13 入札公告等に特段の定めがない限り、契約相手方の決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を減じた金額を入札書に記載してください。

(入札書の金額の数字)

- 14 入札書に記載する数字は、アラビア数字を用い、金額の初頭に「¥」マークを記入してください。

(例)

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | ¥ | 1 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 |
|--|--|--|---|---|---|---|---|---|---|

(入札書に記載する事項の訂正)

- 15 金額の訂正は出来ません。
- 16 金額以外の訂正は、誤字に2線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記し、入札者の印（代理人による入札の場合はその者の印）を押印してください。

(代理人による入札)

- 17 代理人が入札を行う場合には、入札会場にて委任状を提出するとともに、入札書については、入札書欄に入札参加者本人（委任者）を表示し、その下に代理人（受任者）の氏名を記名及び押印をして提出してください。なお、入札書に押印する代理人の印は、委任状に押印する印と同一のものとしてください。

(例)

| | | | |
|-----|--------|---|-------------|
| | 住 | 所 | □□□□□□□□ |
| 入札者 | 商号又は名称 | | 株式会社△△△△ |
| | 代表者氏名 | | 代表取締役 ◇◇ ◇◇ |
| 代理人 | 氏 | 名 | ○○ ○○ 印 |

(入札書の書換え等の禁止)

- 18 提出された入札書は、引換え又は変更若しくは取消しをすることはできません。

(入札に参加する資格のない者)

- 19 入札参加者（入札参加者が20に規定する事業協同組合等であるときは、同項に規定する組合

員等のいずれかの者。以下同じ。)は、入札公告等で個別に定める入札参加資格を有していない場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札に参加することはできません。また、契約の相手方となることもできません。

- (1) 令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く)
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く)
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者
- (5) 金融機関の取引停止処分がなされている者
- (6) 解散又は廃業した法人若しくは廃業した個人
- (7) 契約の履行に必要な法律の許可及び登録等を有していない者
- (8) 契約の履行に必要な法律で定める資格を有する者を配置できない者
- (9) 焼津市競争入札参加資格停止措置要綱(平成24年焼津市告示第30号)に基づく資格停止を受けている者
- (10) 法人税(個人の場合は、申告所得税)並びに消費税及び地方消費税の滞納をしている者
- (11) 焼津市が課する税の滞納をしている者
- (12) 次のいずれかに該当する者

ア 役員等(入札参加者が個人事業主である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(事業協同組合等と組合員等)

20 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合及び企業組合、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく協業組合又はその他任意に結成された共同企業体など(以下「事業協同組合等」という。)を入札参加者とする入札において、当該事業協同組合等を構成する組合員又は構成員(以下「組合員等」という。)は、同一の入札に参加することはできません。

21 複数の事業協同組合等が入札参加者となりうる入札において、当該事業協同組合等間に重複し

て組合員等となる者がいるときは、そのうちいずれか1つの事業協同組合等しか同一の入札に参加することができません。

(入札の無効)

22 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 同一事項の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (3) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理を兼ねて入札をした者の入札
- (4) 同一事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (6) 記名、押印を欠く入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者のした入札
- (10) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しない又は提供しない者のした入札
- (11) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (12) 特定商品と同等のものであることを証明する必要がある入札にあつては、同等のものであることを証明できなかった者のした入札
- (13) 内訳書の提出を求められている場合において、内訳書を提出しなかった者又は著しい不備がある内訳書を提出した者の入札
- (14) 令第167条の10第1項(同第167条の13で準用する場合も含む。)に規定するいわゆる低入札価格調査の対象となった場合において、調査に応じなかった者のした入札
- (15) その他入札の条件に違反して入札をした者の入札

(内訳書の提出及びその無効基準)

23 入札に際し、当該入札に係る積算の根拠を示す書面(以下「内訳書」という。)の提出を求めることがあります。

24 内訳書に係る不備等について当該入札を無効とする基準及びその他の取扱いは、「焼津市工事費内訳書及び業務費内訳書取扱要領」の定めに従います。

(入札の辞退)

25 指名の通知を受けた者又は入札参加を認められた者は、入札が完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

26 辞退する場合は、辞退届を提出してください。入札前にあつては、ファクシミリによって入札執行課へ送付することができます。

27 入札執行中にあつては、入札執行者に辞退届を提出してください。

28 入札辞退を理由として、以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

29 入札の辞退とは、入札書の提出を取り止めることを示し、一度提出された入札書の取消しはできません。

30 落札決定後においては、辞退ではなく契約締結の拒否となります。

(入札会場での規律等)

- 31 入札会場に入場できる者は、入札参加者又はその代理人のいずれか1人です。その他の者は、傍聴することはできますが、入札に関与することは一切できません。
- 32 入札参加者又はその代理人は、入札会場において携帯電話等の通信機器を使用することはできません。入札会場においては通信機器の電源を切ってください。また、入札会場内での私語は厳に慎んでください。
- 33 入札参加者又はその代理人が入札会場での規律を守らないなど、入札の公正な執行を妨げる行為をする恐れがあるとき、又は行為をしたときは、入札執行者は、当該入札参加者又はその代理人の入場を拒み又は退場を命じ、辞退として扱うことがあります。
- 34 入札執行者が出席確認した後の途中退場は、認められません。病気などの真にやむを得ない事情があるときは、入札執行者に申し出てください。ただし、途中退場した場合の再入場は認められませんので、退場以後は辞退として取扱います。

(入札の中止等)

- 35 市長が必要と認めるときは、入札執行を延期し、又は中止することがあります。

(落札者の決定)

- 36 市の支出の原因となる契約にあつては、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者（総合評価落札方式による競争入札の場合は、価格その他の条件が発注者にとって最も有利なものをもって入札をした者）を落札者とします。ただし、その者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者（総合評価落札方式による競争入札の場合は、価格その他の条件が発注者にとって最も有利なものをもって入札をした者）を落札者とします。
- 37 前項ただし書きに該当するおそれがあると認めたときは、落札の決定を保留し、必要な調査を行います。この場合において、当該入札をした者は、当該調査に協力しなければなりません。
- 38 あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- 39 市の収入の原因となる契約にあつては、予定価格以上の最高価格をもって入札した者を落札者とします。
- 40 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。くじ引き対象となった入札者はくじ引きを拒否することはできません。
- 41 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代わって当該入札に関係のない職員にくじを引かせて落札を決定します。
- 42 落札の申し渡し又は通知（以下「落札決定」という。）を受けたときは、落札者は契約締結の義務を負います。落札決定後、落札者が契約を締結しない場合は契約違反にあたり、焼津市競争入札参加資格停止措置要綱の規定により資格停止措置の対象になります。

(再度の入札)

- 43 開札をした場合において落札者とすべき者がいないときは、ただちに再度の入札を行います。

(再度の入札に参加できない者)

- 44 第1回目の入札において無効とされた入札をした者は、失格となり、第2回目の入札には参加できません。また、第1回目の入札を辞退した者も参加できません。

(入札回数)

- 45 入札回数は2回を限度とし、落札者がいない場合は、不調とします。

(不落随意契約)

- 46 市の支出の原因となる契約にあって、不落又は不調となったときは、入札の再執行が困難な場合であって、予定価格と最低入札金額との差が少額である場合に限り、令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約（以下「不落随意契約」という。）を行うことがあります。
- 47 不落随意契約を行う場合は、再度の入札において最低の価格で入札をした者を交渉の相手方とし、2回を限度に見積書を徴取します。なお、最低の価格で入札をした者が2人以上ある場合は、市長が指定する日時及び場所において、くじ引きを行い交渉の相手方を決定します。この場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係ない職員にくじを引かせます。

(契約書等の提出)

- 48 落札決定後、落札者は51に規定する契約を除き、その日から7日以内に契約を締結する義務を負います。落札者は発注担当課の指定する期限までに記名押印した契約書（請書によるときは請書）を提出してください。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、その期限を延長することがあります。契約書及び請書は、別に指定する様式によります。
- 49 請書による場合も2通作成してください。1通を市提出用とし、もう1通は受付印等押印のうえ落札者へ返却します。

(契約書の作成の省略)

- 50 契約書及び請書の作成を省略する場合は、その旨を通知します。

(市議会の議決を要する契約)

- 51 焼津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年焼津市条例第10号）の規定に基づき、議会の議決を必要とする契約については、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨の文言を付記した仮契約書を取り交わします。
- 52 前項の契約にあっては、55の規定による契約保証に係る保証金又は提出物は、本契約の提出前に提出していただきます。

(契約の確定)

- 53 契約は、市長と落札者が契約書に記名押印したとき、請書による場合にあつては、落札者が請

書に押印し、市長が受理したときに確定します。ただし、議会の議決を必要とする契約に該当する場合は、議会の議決を得たときに確定します。

(落札の取消し等)

54 次のいずれかに該当するときは、落札を取消し、契約を締結しません。この場合、入札保証金は市に帰属し、入札保証金を免除された者は、免除された入札保証金に相当する金額の違約金を納付しなければなりません。また、落札者は入札参加資格の停止等の措置を受ける場合があります。

- (1) 落札者が定められた期日までに契約書及び契約締結時に提出を求めている書類を提出しないとき。
- (2) 落札者が契約保証金の納付又は契約保証金の納付に代わる担保の提供を行わないとき。
- (3) 入札をした者又は落札者が不正の入札をしたと認めたとき。
- (4) 落札者の入札参加資格が欠け、又は欠けたことを発見したとき。
- (5) 落札者が自己の責めに帰すべき理由によって既に締結した他の契約を解除されたとき。
- (6) 落札の決定後特別の理由によって契約の締結ができないとき。

(契約保証)

55 落札者は契約締結に際し、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、入札公告等で契約保証金の納付を一部又は全部を免除する旨の記載がある場合は、この限りではありません。

56 契約保証金の納付は、次のいずれかの担保の提供をもって代えることができます。

- (1) 請負契約に基づく債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する金融機関の保証
- (2) 焼津市を被保険者とする履行保証保険契約の締結

57 入札参加者は契約保証の方法を確定し、入札に参加してください。

58 落札者は落札時に、契約保証の方法について申し出て、指示を受けてください。

(入札保証金等の返還)

59 入札保証金（これに代わる担保を含む。以下同じ。）は、入札終了後、又は入札を中止し、若しくは取り消したとき、直ちに返還します。ただし、落札者に対しては、当該契約を締結したときに返還します。

60 前項ただし書の規定にかかわらず、落札者の入札保証金は、その者の申出により契約保証金の一部に充てることができます。

(契約の解除等)

61 入札に係る虚偽の記載、重大な瑕疵又は不正行為等が、契約締結後に明らかになった場合は、契約を解除することがあります。

62 前項の場合又は請負者の責に帰すべき事由により契約が解除された場合は、契約保証金は市に帰属します。契約保証金を免除された者の場合は、免除された契約保証金に相当する金額の賠償金を納付しなければなりません。また、その金額が損害の賠償金額に満たないときは、その不足額をあわせて納付しなければなりません。更に入札参加資格の停止等の措置を受ける場合があります。

ます。

(前金払及び部分払)

- 63 入札公告等で前金払及び部分払の支払を認めている場合は、入札公告等で示す条件の範囲で請求することができます。

(下請負契約の制限)

- 64 落札者は、同一の案件に係る入札の参加者（参加者が事業協同組合等である場合における当該組合員等を含む。）を下請負人にすることはできません。
- 65 入札が不調となり、改めて入札を執行し直した場合、当該不調となった入札の参加者を下請負人にすることはできません。

(異議の申立て)

- 66 入札をした者は、入札後、この心得その他の入札条件の不知、又はその内容の不明を理由として異議の申立てをすることはできません。

(地方公営企業の契約への準用)

- 67 この心得は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に基づく地方公営企業が行う契約に係る競争入札に準用します。この場合、地方公営企業法第7条に定める管理者を置いているときは、この心得中に「市長」とあるのは、「管理者」と、「令第167条の2第1項第8号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1号第8号」と読み替えます。
- 68 入札保証金及び契約保証金の取扱いについて、地方公営企業が管理規程で定める場合は、その定めによります。
- 69 その他、焼津市契約規則等の定めるところによります。